

周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

周南市特定公共賃貸住宅条例（平成15年周南市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

（1） 請書を提出すること。

第10条第3項中「第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができることとし、又は同項第2号」を「第1項第2号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。

第18条に次の2項を加える。

- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子を付けない。

第19条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

第19条第2項中「よって」の次に「特定公共賃貸住宅及び共同施設の」を加える。

第20条第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(入居の手続) 第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 <u>(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u> (2) (略) 2 (略) 3 市長は、第5条のいずれかに該当する事情がある者に対しては、<u>第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができることとし、又は同項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。</u> 4～6 (略) (敷金) 第18条 (略) <u>2 前項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を立ち退くとき、無利息でこれを還付する。ただし、家賃又は入居者負担額の滞納その他の債務の不履行があるときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。</u>	(入居の手続) 第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 <u>(1) 請書を提出すること。</u> (2) (略) 2 (略) 3 市長は、第5条のいずれかに該当する事情がある者に対しては、<u>第1項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。</u> 4～6 (略) (敷金) 第18条 (略) <u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> <u>3 第1項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明</u>

現 行	改 正 案
(修繕費用の負担) 第19条 <u>特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、ふすま紙の張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は除く。</u> 2 入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 (入居者の費用負担義務) 第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用</u>	<u>け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> <u>4 敷金には利子を付けない。</u> (修繕費用の負担) 第19条 <u>特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。</u> 2 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕</u>の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。 (入居者の費用負担義務) 第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前条第1項において市が負担することとされているものの以外</u>の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用